

秋田県条例第三十九号

秋田県再造林の促進に関する条例

日本三大美林の一つに数えられる秋田スギを有する本県は、先人の努力により造成された豊かな森林に恵まれ、「森と木の国秋田」と呼ぶに相応しい風土や文化、産業を育んできた。

森林が有する木材生産機能や国土保全機能、水源涵(かん)養機能、地球温暖化の緩和、生物多様性の保全などの公益的機能は、その社会的な価値がますます高まっており、こうした多面的機能を持続的に発揮することができる豊かな森林を次世代に引き継いでいくことは、今を生きる私たちの大きな役割となっている。

林業・木材産業の成長産業化と森林の有する多面的機能の発揮との両立を図るため、林業経営に適した森林においては「伐(き)って、使(つ)って、植(え)て、育(つ)てる」を基本とした資源の循環利用を進めるとともに、それ以外の森林については自然の力を生かした天然更新等を図り、多様な森林づくりを推進していくことが重要である。

百年先を見据え、森林資源の循環利用と多面的機能の発揮を継続していくためには、利用期を迎えた森林を木材として適切に活用するとともに、かつての秋田藩の家老渋江政光の遺訓「国の宝は山なり、然れども伐(き)り尽くす時は用(もち)に立たず、尽きざる以前に備えを立つべし、山の衰えは即ち国の衰えなり」の理念の下、林業関係者はもとより全ての県民が一体となって再造林を推進することが不可欠である。

このような認識の下、再造林の促進に関する基本的な理念を明らかにし、その総合的かつ計画的な推進により、県民のかけがえない財産である森林を未来へ引き継ぐため、この条例を制定する。

(目的)

第一条 この条例は、再造林の促進について、基本理念を定め、県の責務並びに市町村、森林所有者、林業経営体、関係事業者及び県民の役割を明らかにするとともに、再造林に関する県の施策の基本的な事項を定めることにより、森林資源の循環利用と森林の有する多面的機能の持続的な発揮を通じて、県民のかけがえない財産である森林を未来へ引き継ぐことを目的とする。

(定義)

第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 再造林 人工林を伐採した跡地において、再び苗木を植栽する等の方法で森林を造成することをいう。
- 二 森林所有者 権原に基づき森林の土地の上に木竹を所有し、及び育成することができる者をいう。

三 林業経営体 自己又は他者の土地で植栽や下刈り等の森林の造成、育成及び木材生産を行う森林組合及び林業事業者をいう。

四 関係事業者 木材の加工又は流通を行う者（以下「木材産業事業者」という。）及び林業の用に供される樹木の繁殖の用に供される種子、穂木、茎、根及び苗木の生産を行う者（以下「山林種苗事業者」という。）をいう。

五 森林資源の循環利用 再造林により森林が世代交代を繰り返すことで、森林を健全に維持しながら再生産可能な資源として持続的に利用することをいう。

六 多面的機能 森林が有する木材生産機能及び水源の涵（かん）養、県土の保全、地球温暖化の緩和、生物多様性の保全その他の公益的機能を合わせた機能をいう。

七 森林・林業関係者 森林所有者、林業経営体及び関係事業者をいう。

（基本理念）

第三条 再造林は、森林が県民にとってかけがえのない財産であるとともに、林業の振興が地域の持続的な発展に重要な役割を担っていることについて、県民の理解を深めることにより推進されなければならない。

2 再造林は、県、市町村、森林・林業関係者及び県民の適切な役割分担及び相互の連携の下に行われなければならない。

3 再造林は、森林資源の循環利用に向けて、効率化を図り、収益性を向上させることにより行われなければならない。

4 再造林は、林業の担い手の処遇及び労働環境を改善させることにより行われなければならない。

（県の責務）

第四条 県は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、市町村及び森林・林業関係者と連携し、再造林に関する総合的な施策を実施するものとする。

2 県は、再造林に関する、森林・林業関係者の主体的かつ積極的な取組が推進されるよう必要な施策を講ずるものとする。

3 県は、再造林を促進するため、県、市町村及び森林・林業関係者が相互に連携を図ることができるよう必要な施策を講ずるものとする。

（市町村の役割）

第五条 市町村は、基本理念にのっとり、地域の林業行政を主体的に担う者として、地域の特性を踏まえた再造林に関する施策の実施に努めるとともに、県との適切な役割分担により情報共有を行い、県が実施する再造林の促進に関する施策に協力するよう努めるものとする。

（森林所有者の役割）

第六条 森林所有者は、基本理念にのっとり、自らが所有し、又は使用し、若しくは収益する森林において必要と認められる自然的、経済的及び社会的条件に応じた持続的な経営管理の一環として、再造林に積極的に取り組むとともに、県及び市町村が実施する再造林の促進に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(林業経営体の役割)

第七条 林業経営体は、基本理念にのっとり、地域における林業の中核的担い手として、再造林の推進に努めるとともに、森林所有者からの求めに応じ森林の造成や管理を引き受け、木材生産を行う林業経営体との連携及び市町村との連絡調整等に努めるものとする。

2 林業経営体は、県及び市町村が実施する再造林の促進に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(関係事業者の役割)

第八条 木材産業事業者は、基本理念にのっとり、県産材の適切な活用及び木材産業の振興を通じて再造林の推進に努めるとともに、県及び市町村が実施する再造林の促進に関する施策に協力するよう努めるものとする。

2 山林種苗事業者は、基本理念にのっとり、優良な種苗の生産及び安定的な苗木の供給を通じて再造林の推進に努めるとともに、県及び市町村が実施する再造林の促進に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(県民の役割)

第九条 県民は、基本理念にのっとり、森林資源の循環利用が地域の発展に寄与し、森林の多面的機能が県民にとってかけがえのない財産であることに理解を深めるとともに、県産材の積極的な利用等を通じて再造林の推進に協力するよう努めるものとする。

(気運の醸成)

第十条 県は、森林の多面的機能の重要性について、森林・林業関係者及び県民（以下「県民等」という。）の理解を深めるための普及啓発を行い、県民等が一体となって再造林を推進する気運の醸成を図るための施策を講ずるものとする。

(体制の整備)

第十一条 県は、市町村及び森林・林業関係者と連携し、再造林の推進に必要な情報の共有等を行うための地域の特性を踏まえた体制を整備するものとする。

(森林資源の循環利用に向けた効率化の推進)

第十二条 県は、森林資源の循環利用を効率的に進めるため、林業経営体による再造林の推進に必要な施策を講ずるものとする。

2 県は、再造林やその後の保育管理の効率化に資する技術の普及定着を図るために必要な施策を講ずるものとする。

(再造林を支える担い手及び林業経営体等の確保)

第十三条 県は、再造林を支える林業の担い手の処遇及び労働環境の改善のために必要な施策を講ずるものとする。

2 県は、再造林を支える林業経営体及び関係事業者を確保するため、再造林に取り組む林業経営体、再造林に協力する林業経営体及び関係事業者に対し、必要な施策を講ずるものとする。

(他の条例との関係)

第十四条 県は、この条例の規定により再造林を促進するに当たっては、効率的な森林の造成や木材生産を行うため、秋田県林内路網の整備の促進に関する条例（平成二十四年秋田県条例第六号）により講じられる施策と連携し、効果的にこれを行うよう努めるものとする。

2 県は、この条例の規定により再造林を促進するに当たっては、県産材の利用促進のため、秋田県木材利用促進条例（平成二十八年秋田県条例第六号）により講じられる施策と連携し、効果的にこれを行うよう努めるものとする。

(財政措置)

第十五条 県は、その財政運営上可能な範囲内において、再造林の促進に関する施策を実施するために必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

附 則

この条例は、令和八年四月一日から施行する。